

仕様書

1 業務名

アイヌ文化交流センター音響機器設置・設定等業務

2 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 設置場所

札幌市南区小金湯27番地 アイヌ文化交流センター(以下「センター」という。)

4 業務内容

(1) 音響システム構築

交流ホールの音響機器を集中的に操作・制御するため、iPadを機器のコントローラーとして使用できるよう、支給物品(別紙1参照)を使用してシステムの構築を行うこと。なお、現在の音響システムの状態については現行設備図(別紙2)を参照。

機器の接続・収納の際に必要な金具、プレート類及びその組み立て、既存のAVコントローラー及び接続盤の改造等、必要な制作は本業務内で受託者が併せて行うこと。制作する機器の内容は更新イメージ(別紙3)を参照。

(2) 設定、動作確認

接続された音響機器の設定を行い、音響システム全体の動作を確認すること。

5 成果品の納品等

受託者は、音響システムの設置、設定を完了させ、完全に動作する状態にした後、完了届を提出し納品検査を受けること。

その他、以下の成果品一式を、汎用性の高い記録媒体に保存した電子データで納品すること。

(1) 音響設備系統図

(2) 配置・配線図

(3) コントローラーの操作説明書

6 その他

(1) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協

議し、処理する。

- (2) 受託者は、定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。なお、本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (3) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。事故等により生じた損害の一切は、受託者の責に帰すことのできない事由に基づくものを除き、受託者の負担とする。
- (4) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (5) 受託者は、作業に伴う一切の発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に則り、適正に処理すること。

7 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課施設担当係

佐藤 電話：011-596-5961 (札幌市南区小金湯 27 番地)

メールアドレス ainushisaku@city.sapporo.jp